

令和5年度第1回地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会

日 時 : 令和5年10月12日(木) 18:30~
場 所 : TV会議

< 会 次 第 >

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 評価実施要領の見直しについて
- 4 議 題
 - 議題1 佐世保市総合医療センター令和4事業年度の業務実績評価
 - 議題2 北松中央病院令和4事業年度の業務実績評価
 - 議題3 北松中央病院第6期中期目標期間の業務実績評価
- 5 その他
- 6 閉 会

以 上

令和5年度第1回地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び
地方独立行政法人北松中央病院評価委員会 参加者名簿

NO	氏 名	役 職 等	備考
(評価委員)			
1	橋本優花里	長崎県立大学副学長	
2	安部 直樹	学校法人九州文化学園理事長	
3	尾崎 誠	長崎大学病院副病院長	
4	土井 庸正	佐世保市医師会副会長	(新任)
5	宮地 学	宮地学税理士事務所所長	
6	木村 幹史	北松浦医師会会長	
7	福田由美子	長崎県看護協会県北支部支部長	
(地方独立行政法人佐世保市総合医療センター)			
1	神崎 良平	副理事長	
2	小村 政広	副院長兼事務部長	
3	南川佐千子	事務部次長	
4	寺松 祐子	経営企画課長	
5	坂田 紀宏	経営企画課課長補佐	
(地方独立行政法人北松中央病院)			
1	東山 康仁	理事長	
2	田中 明德	事務部長	
3	前田さとみ	看護部長	
4	富本 仁	経理課長	
(佐世保市保健福祉部)			
1	井上 文夫	保健所長	
2	兼 健二	保健福祉部次長 (医療政策監)	
3	八木 健	医療政策課長	
4	八木 綾子	医療政策課課長補佐	
5	久地浦賢二	医療政策課主査	

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び 地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の概要

1 評価委員会の概要

(1) 設置の根拠

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、佐世保市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。（法第11条第1項）

(2) 位置付け

佐世保市長の附属機関

(3) 役割

地方独立行政法人の業務の実績に関し市長が行う評価に意見を述べるとともに、法人が達成すべき業務運営に関する目標である「中期目標」を策定する際の意見や、当該目標を達成するために法人が策定する「中期計画」に対して市長が認可する際に意見を述べる等、法人の業務全般について、客観的かつ中立公正な立場で関与していただく。

(4) 対象法人（2法人）

- ① 佐世保市総合医療センター
- ② 北松中央病院

(5) 組織・運営

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例に基づく

- ① 委員10人以内。学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- ② 任期は2年（再任可） 【今期は令和4年7月1日～令和6年6月30日】
- ③ 委員長は、委員の互選により選出

2 評価委員会で取扱う主な事務

事務内容（地方独立行政法人法、佐世保市条例根拠）	時期
① 中期目標を策定・変更する際の意見（法第25条第3項）	作成時 及び 変更時
② 中期計画の策定・変更を認可する際の意見（市条例第2条第1号）	
③ 役員報酬等の支給基準に対する意見（法第56条第1項において準用する法第49条第2項）	
事務内容（地方独立行政法人法根拠、佐世保市条例根拠）	時期
④ 各事業年度における業務の実績に関する評価への意見（市条例第2条第2号）	毎年
⑤ 中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績に関する評価への意見（法第28条第4項）	3年毎
⑥ 中期目標期間における業務の実績に関する評価への意見（市条例第2条第2号）	
⑦ 中期目標期間の終了時に業務全般にわたる検討等を行う際の意見（法第30条第2項）	
⑧ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法第44条第2項）	必要時

※下線部分は、本年度に行う業務（想定されるものも含む）

※市条例は地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例

3 令和5年度 評価委員会スケジュール

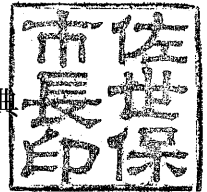
回	開催日	評価委員会の内容
第1回	10月12日	<p>◆佐世保市総合医療センター令和4年度の業務実績評価への意見</p> <p>◆北松中央病院令和4年度の業務実績評価への意見</p> <p>◆北松中央病院第6期中期目標期間の業績評価への意見</p> <p>【11月14日 市議会（文教厚生委員会）へ報告】</p>
第2回	2月上旬	<p>◆役員報酬等の支給基準に対する意見</p> <p>【設立団体への届出】</p>

※第2回にある「役員報酬等の支給基準に対する意見」については、法人からの届出がない場合は開催なしとなります。

5 医政第92号
令和5年10月2日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及
び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会
委員長 橋本優花里 様

佐世保市長 宮島大典



佐世保市が設立する地方独立行政法人の業務実績評価に係る意見について

令和5年度に実施する下記の評価について、「地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例第2条第1項第2号」の規定に基づいて意見を求めますので、別紙様式によりご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター令和4事業年度の業務実績評価
- 2 地方独立行政法人北松中央病院令和4事業年度の業務実績評価
- 3 地方独立行政法人北松中央病院第6期中期目標期間の業務実績評価

以上

関係法令（抜粋）

■地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（地方独立行政法人評価委員会）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第8条第4項、第25条第3項、第28条第4項、第30条第2項、第42条の2第5項、第44条第2項、第49条第2項（第56条第1項において準用する場合を含む。）、第67条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第87条の8第4項又は第87条の10第4項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二 第78条の2第1項の規定により第68条第1項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三 第78条の2第4項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四 第108条第2項の規定により同条第1項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五 第112条第2項の規定により同条第1項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第1号、第4号又は第5号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第2項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（参考）

- 第8条第4項： 定款の変更
- 第25条第3項： 中期目標の策定・変更
- 第28条第4項： 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に見込まれる業務の実績に関する評価
- 第30条第2項： 中期目標の期間の終了までに法人の業務の継続又は組織の存続の必要性、その他その業務及び組織の全般にわたる検討内容
- 第42条の2第5項： 出資に係る不要財産等の納付
- 第44条第2項： 重要な財産を譲渡、又は担保に供する場合
- 第49条第2項： 役員報酬の支給基準（第56条第1項において準用する）
- 第67条第2項： 設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合で、法人の財産の処分を必要とする場合

※公立大学法人、申請等関係事務処理法人に係るものは記載なし。

■地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院 評価委員会条例（平成21年12月18日条例第65号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法に定める事務のほか、次に掲げる事項に関し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可に関する事項
- (2) 法第28条第1項各号に規定する業務の実績（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）に係る評価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条の2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において必要があると認められた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

以 上